

北海道旭川永嶺高等学校後援会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北海道旭川永嶺高等学校後援会と称し、事務局を学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、本校生徒の体育・文化振興をはかるために必要な事業教育施設の設備の充実に關する事業を行い、教育活動を推進する。

2 高体連・高文連・高野連の登録登録負担金を支出する。

3 大会参加の生徒の経費補助について

高体連・高文連・高野連の地区大会・新人大会・全道大会・全国大会及び国民スポーツ大会等、経費支出は年2回迄とする。ただし地区から全道や全国につながる場合は1大会とみなす。

(1) 市内および近隣(東川・当麻・鷹栖・比布・東神楽・愛別・美瑛町など)における地区大会の経費は支出しない。

(2) 市外における地区大会の経費は50kmを越える場合(50km未満の場合の経費は支出しない)は、交通費(学割)実費・特急料金(100km以上)・宿泊費3,000円を上限として補助する。ただし、登録メンバー及びマネージャー(2名以内)のみに支給する。可能な限り極力日帰りとする。

(3) 全道大会の経費は、交通費(学割・割引)実費・特急料金(原則100km以上)・宿泊費5,000円を上限として補助する。ただし登録メンバー及びマネージャー(2名以内)のみに支給する。

(4) 全国大会の経費は、交通費は実費、宿泊費は8,000円を上限として補助する。

ただし登録メンバーのみに支給する。

(5) 該当部局が無く大会に個人参加する生徒への経費補助は、大会規模や実績等を踏まえて生徒会部長・教務部長・生徒指導部長および該当年次主任の4者で諮ったのち、職員会議で承認が得られた場合に認められる。

(6) その他特別の場合は、その年度の予算執行状況等を鑑みて、別途審議の上決定する。

4 指導者引率旅費等については別表2のとおりとする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会 員)

第4条 本会の会員は次の資格のあるものをもって組織する。

(1) 本校に在学する生徒の保護者又はこれに準ずる者。

(2) 本校卒業生の保護者又はこれに準ずる者。

(3) 本会の趣旨に賛同する者。

第2章 役 員

(構 成)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

(1) 顧問 若干名(校長を含む)

(2) 会長 1名

(3) 副会長 若干名

(4) 庶務 2名(1名は教職員とする)

(5) 会計 2名(1名は教職員とする)

(6) 監事 若干名

(7) 事務局長 1名(教頭)

2 本会の役員はPTA役員が兼ねることができる。

3 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(選 出)

第6条 役員は、総会において選出する。ただし、教職員から選出される庶務(1名)会計(1名)、事務局長(教頭)は除く。

2 全項の役員は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、総会において推薦することができる。

(職 務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 顧問は、各種会議に出席して、会務について意見を述べる。
- (2) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は欠けた時は、あらかじめ会長が指名する順序によりその職務を代行する。
- (4) 庶務は、会長から委任された庶務、および議事録の作成を担当する。
- (5) 会計は、本会に係る会計事務全般を担当する。
- (6) 監事は、本会の運営及び会計について監査する。
- (7) 事務局長は、事務局の統括、及び会務の連絡調整にあたる。

第3章 委員会

(委員会)

第8条 本会には、運営委員会を置く。

(運営委員会)

第9条 本会は、必要に応じて運営委員会を設けることができる。

2 運営委員会は、本会役員ならびに本校PTA役員、年次・学年正副委員長、特別委員会正副委員長、及び必要に応じて会長が委嘱した委員によって構成する。

3 運営委員会の職務は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正、及び特別な目的の遂行に必要な新たな事業運営について、審議の上計画し実行する。
- (2) 総会に提出する議案、及び予算書を作成する。

第4章 会 議

(総 会)

第10条 総会は、年度はじめに会長が招集し次の事項を審議し決定する。

- (1) 前年度の事業報告、及び新年度の事業計画に関すること。
- (2) 前年度の決算報告、及び新年度の予算に関すること。
- (3) 監査報告に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) 会則の改正に関すること。
- (6) その他、必要事項。

2 議案は、出席者の過半数の同意をもって成立する。

(役員会・各委員会)

第11条 役員会、及び運営委員会は、会長等が必要に応じて招集し、必要事項について処理する。

第5章 会 計

(経 費)

第12条 本会の経費は、入会金・会費・終身会費および寄附金その他をもって充てる。

(会費・終身会費)

第13条 会費・終身会費は次のとおりとする。

- (1) 第4条(1)の会員の入会金は2,000円、会費は月額1,350円(年額16,200円)とする。

なお、徴収は上半期(4月～9月)に行う。

(2) 第4条(2)の会費は、卒業時終身会費として1,000円

(3) 第4条(3)の会員は、1口3,000円以上

2 総会の決議によって臨時会費を徴収することがある。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補 則

(その他の事項)

第15条 本会の運営に必要な他の事項は、役員会で決定する。

(改 定)

第16条 本会の会則は、総会の決議によって改定できる。

附 則 本会則は、平成30年4月21日より施行する。

本会則は、令和 3年5月14日より一部を改訂する。

別表1 (生徒)

開催地		地区		全道		全国		備考
大会区分	項目	生徒会	後援会	生徒会	後援会	生徒会	後援会	
・対外行事参加経費の支出に関する細則第2条より ・負担金・参加料等は生徒会、経費（交通費・宿泊費）は後援会会則第2条1より ・生徒の経費支出は年2回まで	参加料	○	×	○	×	○	×	・「○」は特急料金も含む実費を表す ・「上限」は実費支出の上限を表す（帰着後宿泊先の領収書要提出） ・地区大会の後援会による支出は近郊を除いた市外のみ
	交通費	×	○	×	○	×	○	
	宿泊費	×	上限 3,000	×	上限 5,000	×	上限 8,000	
・対外行事参加経費の支出に関する細則 第2条2より 市外のその他の大会・練習試合・合宿（計7回：合計日数15日：合計泊数11泊：1回につき5泊以内）	全経費	×						・経費は自己負担

別表2 (引率)

開催地		地区	全道	全国	備考
大会区分	項目	後援会	後援会	後援会	
・後援会会則第1章第2条3及び対外行事参加経費の支出に関する細則第3条より ・第2条1及び3に該当する大会等の引率	旅費	市内一律 500/ 市外○	○	○	・「○」は特急料金も含む実費を表す ・「上限」は実費支出の上限を表す(帰着後、宿泊先の領収書要提出) ・市内は近郊も含む
	宿泊雑費	道基準	道基準	道基準	<提出書類> ※対外行事参加許可願 ※保護者承諾書 ※支出決定書
	旅行雑費	道基準			※旅行命令簿・復命書
・後援会会則第1章第2条3及び対外行事参加経費の支出に関する細則第3条より ・第2条2に該当する市外の行事の引率	旅費	市内一律500/市外上限5,000			・上限は実費支出の上限を表す [特急料金は含まない](帰着後、宿泊先の領収書要提出) ・市内は近郊も含む ・回数を超えないよう注意すること
	宿泊雑費	上限5,000			

(計7回：合計日数15日 ：合計泊数11泊：1回につき5泊以内)	旅行 雑費	1,000	※合宿計画書（対外行事参加許可願） ※保護者承諾書（泊を伴うもの） ※旅行命令簿・復命書
-------------------------------------	----------	-------	--

北海道旭川永嶺高等学校PTA・後援会 選考委員会規定

（目 的）

第1条 本規定は、北海道旭川永嶺高等学校PTA会則及び後援会会則に基づき、役員候補者を選考するために設置する選考委員会について定める。

（組 織）

第2条 選考委員会は、会長を除くPTA役員、特別委員会委員長及び事務局により構成する。

2 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、会長は委員長としない。

4 副委員長は、委員長の指名による。

（期 間）

第3条 選考委員会は、総会前に設置し、総会の役員選出後に解散する。

（会 議）

第4条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数の出席で成立し、過半数の賛成をもって議決とする。

（推 薦）

第5条 委員長は、選考委員会で選出された役員候補者を総会において推薦する。

附 則 この規定は、平成29年4月22日から施行する。

令和7年4月25日一部改訂